

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（新旧対照表） ※2026 年 10 月 1 日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース）

変更後	変更前	変更
<p>3.料金</p> <p>当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19（2）②を以下のとおり読み替えるものといたします。</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表第 3 に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 177,860 円以上となった場合は、177,860 円といたします。</p> <p>（算 式）</p> <p>平均原料価格</p> <p>=トン当たり L N G 平均価格×0.9476</p> <p>+トン当たり L P G 平均価格×0.0569</p> <p>（備 考）</p> <p>トン当たり L N G 平均価格及びトン当たり L P G 平均価格は、当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p>	<p>3.料金</p> <p>当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19（2）②ただし書きの適用はないものといたします。</p>	<p>変更</p>

<p>・付則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年10月1日から実施します。</p> <p>この期日より、当社は一般コースの申し込みを承諾しません。ただし、既に大阪ガスと「一般料金契約」を締結しているお客さまの申し込みについてはこの限りではありません。</p> <p>2. 「19 単位料金の調整」(2)②について</p> <p>各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 および J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 2 の規定により、上限価格を見直すことがあります。</p> <p>2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置 (削除)</p>	<p>・付則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日</p> <p>2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置</p> <p>(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2019 年 10 月 1 日より前であって、2019 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に支払義務が発生する料金については、現行の J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更前の J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前の J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース）（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。</p> <p>(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2019 年 10 月 1 日より前であって、2019 年 11 月 1 日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。</p> <p>(算式)</p> <p>料金（※1）＝（イ）消費税率を 8 パーセントとして算定した料金（※2）× a + （ロ）消費税率を 10 パーセントとして算定した料金（※3）×（1 - a）</p> <p>※1 各項目の算定においては、1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。</p> <p>※2 （イ）の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>削除</p>
---	--	-------------------------------

については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。

※3 (□) の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

α = 前回確定日 (*) の翌日から起算して 2019 年 10 月 31 日までの期間の月数
(**) / 前回確定日 (*) の翌日から起算して 2019 年 10 月 1 日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数 (**)

* 前回確定日とは、2019 年 9 月 30 日以前の支払義務発生日のうち最後のもの
(支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日) をいいます。

** 月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月といたします。